平成２２年（フ）第６４号
石川県能美市泉台町南135番地
債務者　中野　浩人
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７２号
石川県小松市不動島町甲122番地
債務者　藤村　京子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１２４号
福井県越前市桂町２番２号
債務者　戸倉　和也
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
福井県坂井市坂井町上関第18号40番地２
債務者　波賀野　剛
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
福井県越前市平出２丁目17番12号
債務者　岡永　一彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
福井県鯖江市吉谷町第15号94番地１
債務者　杉本　真樹
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
福井県越前市四郎丸町第２号２番地　市営住宅３号館51号
債務者　大橋　俊彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
福井市下荒井町第10号101番地　下荒井団地３号館107号室
債務者　石橋　里恵
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
福井市文京７丁目17―２　サカイマンション303、住民票上の住所福井県坂井市丸岡町礒部島第６号34番地
債務者　中谷　　明
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
福井市中央２丁目７番４号　山下ビル301号室
債務者　西　きよみ
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
長野県松本市大字笹賀7438番地　県営住宅183号
債務者　窪田　広実
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第６３号
長野県茅野市豊平9692番地１
債務者　櫻井　二郎
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６４号
長野県茅野市豊平9692番地１
債務者　櫻井ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２４号
長野県飯田市座光寺6712番地15
債務者　関　　正子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣2381番地
債務者　髙井　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３８６号
愛知県安城市住吉町５丁目24番地１　マンションひかり303
債務者　山田　　守
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
三重県名張市本町335番地
債務者　山村　成子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市野間北１丁目７番７号　ウィズテリア202号、前住所兵庫県伊丹市南野２丁目７番11―101号
債務者　小南　友紀（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所伊賀支部